

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年7月6日(月)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
5番	吉	川	敏	彦	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	小	寺		均	
10番	西	村		裕	
11番	南		和	弘	
12番	(欠		員)		
13番	林			勉	
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
16番	南		秀	和	
17番	内	田	孝	司	
18番	小	森	保	豊	
20番	林		吉	一	

4. 遅刻委員

19番	茨	木		清	
-----	---	---	--	---	--

5. 会議録署名委員 2番 村 田 正 己
 4番 中 西 義 晴

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

7. 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について（3条許可）
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について（5条許可）
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）
報告第1号	農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について（5条届出）

8. 会議の経過

(事務局長) 皆さま、こんにちは。茨木委員が少し遅れるという連絡をいただいておりますが、定刻となりましたので、これから令和2年第7回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきたいと思えます。

本日は、今期最後の総会となりますので、信貴町長からご挨拶をお願いいたします。

(町長) 町長あいさつ

(事務局長) ありがとうございます。信貴町長におかれましては、次の公務がありますので退席をされます。

(町長) 勝手を申しますが、ありがとうございます。

～ 町長 退席 ～

(茨木委員 午後1時35分 入室)

(事務局長) それでは本日の出席委員は、農業委員が13名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立をしております。

また、さる6月25日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略をさせていただきます。

2番 村田委員

4番 中西委員

10番 西村職務代理者

11番 南和弘委員

13番 林勉委員

20番 林吉一委員

事務局3名と都市整備課1名により実施をしております。

(事務局長)

開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- | | | |
|-------|-------------------------------------|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可) | 2件 |
| 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について(5条許可) | 1件 |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) | 2件 |
| 報告第1号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について(5条届出) | 1件 |

議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。2番の村田委員、4番の中西委員でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それでは、議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●●委員)

それでは、失礼いたします。議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号13と14の該当地については、特に何ら問題ないというふうに思われます。よろしくお願いをいたします。

(会長) それでは議案第1号受付番号まず13について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第1号受付番号13につきましては議案書1ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧下さい。

また、議案書2ページにお付けしております農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第1号受付番号13につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、3条許可です。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号13に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号13については許可することに決定をいたします。

続きまして受付番号14について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第1号受付番号14につきましては議案書3ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧下さい。

(事務局)

また、議案書 4 ページにお付けしております農地法第 3 条調書もご覧になり審議をお願いいたします。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 1 号受付番号 1 4 について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、引き続き 3 条許可です。よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 1 4 に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第 1 号受付番号 1 4 について許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、5 条許可を議題といたします。なお、議案第 2 号受付番号 5 につきましては、先月からの継続審議の案件となっております。

それでは、議案第 2 号の案件について、現地調査の報告を調査委員、報告をよろしくお願いをいたします。

(●●●委員)

議案第 2 号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号 5 の該当地につきましては、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

それでは、議案第 2 号受付番号 5 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号5につきましては議案書5ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。先月と同様の記載内容となっておりますのでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真3ページをご覧ください。

また議案書6ページと7ページにお付けしております農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書(案)につきましては、継続審議になっておりますことから再度ご説明をさせていただきます。

まず、議案書6ページをご覧ください。まず、農業への支障が少ない場所かどうかを判断します「立地基準」につきましては、6ページ中ほどの「農地の区分」と「該当事項とした判断理由」をご覧ください。本申請地は、町総合体育館、府立久御山高校から近く、上下水道管が埋設されている町道に面していることから「第3種農地」に該当しまして、農地転用の可能な農地であると思われれます。

次に、適正な転用行為かどうかを判断いたします「一般基準」につきましては、議案書次のページ、7ページをご覧ください。

こちらの検討事項の1番でございますが、「農地の区分と転用目的」でございます。本申請地を第3種農地と判断しておりますので、この1番につきましては意見欄への記載はございません。

2番の「資力及び信用」でございますが、譲受人が申請目的どおり転用がなされるかどうかの判断となります。本件につきましては、金融機関の残高や契約書から申請目的どおり転用がなされるものと見受けられます。また、信用がないといえる例といたしましては、過去に受けた転用許可において、計画どおり転用を行わなかった事実がある場合などが該当しますけれども、当該譲受人には、そのような過去の実績はございませんので、「適当」とさせていただいておる

(事務局)

ところでございます。

3番の「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無」でございしますが、当該農地には、小作人等の権利を有する者が存在しないため、意見欄への記載はございません。

4番の「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」でございしますが、許可後すぐに着工するとの転用計画書が提出されておりますので、「確実」とさせていただきます。

5番の「行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」でございしますが、露天貸駐車場を設置するために必要となる他法令による許認可等はございませんので、意見欄への記載はございません。

また、6番の「農地以外の利用見込み」でございしますが、申請農地以外の土地の利用は計画されておられませんので、意見欄への記載はありません。

また、7番の「計画面積の妥当性」でございしますが、皆さまのお手元にお配りさしていただいております、資料Aと書かれた図面をご覧ください。本申請におかれましては、このような計画、このような図面のようなかたちで計画がされておりました、事業の目的からして、過大すぎる農地転用にはあたらないと考えられますので、「適当」とさせていただきます。

また、8番の「宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性」でございしますが、本申請は露天貸駐車場を計画されており、造成のみを目的とする場合にあたりませんので、意見欄への記載はございません。

9番の「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」でございしますが、隣接農地側と水路側にブロックによる被害防除がなされ、隣接農地所有者の同意も得ていることから、「なし」とさせていただきます。

(事務局)

10番の「一時転用である場合には、その妥当性」でございますけれども、本件は一時転用でないため、意見欄への記載はございません。

最後の11番「法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」でございますが、法令等により義務付けられている行政庁の協議というのはございませんので、意見欄への記載はございません。

なお、参考まででございますけれども、久御山町開発指導要綱に基づく事前協議につきましては、6月16日付けで協議願が都市整備課のほうへ提出がなされております。新市街地整備室、上下水道課、社会教育課、環境保全課、産業課への回覧は終了してございまして、現在は、覚書の押印依頼の段階まで進んでございまして、覚え書きをですね、代理人のほうに手渡しておるといような状況でございます。覚書の内容につきましては、●●の集落からプールへ向かう南北の長い部分の道路後退については、買収協議に応じること。東西の短い部分の道路後退については寄付を行うこと等が盛り込まれておるといふうに聞いておるところでございます。

それでは会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第2号受付番号5の現地調査の報告と説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。先月からの継続の案件でございます。先月はひじょうにご意見をうかがいました。継続というような案件になってございます。再度の上程でございます。何かご意見ご質問があったら、お受けをいたしたいと思っております。何かございませんか、よろしいですか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号5に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手多数。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それでは議案第3号について、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第3号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

議案第3号の受付番号50と受付番号51の該当地について、特に問題のないものと思われれます。

(会長)

それではまず、議案第3号受付番号50について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号50につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日2件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号50について、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問がないようでございましたら、それでは採決に入ります。議案第3号受付番号50について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号51について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号51につきましては議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

議案第3号受付番号51ですね、51について、何かご意見ご質問はございませんか。

51です、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号51について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これで、本日の審議案件は全て終わりたいと思います。これより報告に入ります。

それでは報告第1号受付番号2農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、を事務局報告をお願いします。

(事務局)

報告第1号受付番号2につきましては議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページをご覧ください。

本件につきましては、令和2年5月25日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

今、報告第1号受付番号2についての報告が事務局よりございました。この件について、何かご意見ご質問があれば拝聴したいと思います。よろしいですか。

特にご意見ご質問もないようですので、本日、予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後1時53分 終了